

福島市地域おこし協力隊募集要項

福島市は、福島県の北部に位置し、東西30.2キロメートル、南北39.1キロメートルと広く、行政面積は767.72平方キロメートルとなっており、西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に抱かれた福島盆地の中心に位置する自然豊かで人情味溢れる福島県の県都です。盆地特有の気候が育むあまくておいしいくだものの産地であり、豊かな温泉にも恵まれ、美しい花が咲き競う「花見山」など、魅力あるスポットが数多くある住みよいまちです。

しかしながら一方では、全国的な人口減少や少子高齢化は本市においても進んでおり、地域活力の低下や厳しい財政状況及び各分野に及ぶ地域特有の課題が年々深刻化しています。そこで、人口減少対策や地域資源を活かした産業振興、若者の定住促進等には地域の皆さんと協力しながら地域活性化に取り組んでいただける新たな人材が必要であり、その人材として「福島市地域おこし協力隊」を募集します。

今回募集する土湯温泉町地区は、福島市街地から車で約30分の吾妻連峰の山間に位置する温泉街で、温泉街の中央には6年連続水質日本一に輝いた清流である荒川が流れ、年間60万人が訪れる福島市の重要な観光地です。また、土湯温泉町地区では復興まちづくりを目指して地元住民が立ち上がり、再生可能エネルギー導入によるエコタウンの創出と新たな地域の魅力づくりに取り組んでいる地区です。

【募集条件】

(1) 年 齢 20歳以上40歳代まで

(2) 性 別 問いません。

(3) 生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、生活拠点と住民票を福島市内に移すことができる方。

① 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域

② 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域外の都市地域

(4) 地域おこし活動や福島市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方。

(5) 普通自動車免許所得者で自家用自動車を所有し、業務に供することが可能な者。（自家用自動車の使用については一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。）

(6) パソコン（ワード、エクセル、インターネット、Eメール）の基本操作ができる方。

(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【業務概要】

地域おこし協力隊は、土湯温泉町の活性化を目指し、主に以下の活動内容に従事する。

- ① 土湯温泉観光協会、NPO法人土湯温泉観光まちづくり協議会と連携した土湯温泉への誘客促進に向けた事業の企画・運営
- ② 再生可能エネルギー導入によるまちおこしなどに取り組む株式会社元気アップつちゆと連携した地域特産品の開発や販売促進

※株式会社元気アップつちゆは、再生可能エネルギーの導入のほか、「こんにゃく工房 金蒔館」での手づくりによるこんにゃくの製造・販売を行っています。また、温泉熱によるバイナリー発電の余剰熱を利用したオニテナガエビの養殖及び商品化に向け取り組んでいます。さらに、どぶろくによるまちおこしを目指し、どぶろく特区の提案に向けた取り組みを予定しています。

- ③ 地域おこし協力隊隊員自身の定住・定着に向けた活動
- ④ その他、地域活性化につながる活動など

【募集人数】

若干名

【活動場所】

福島市土湯温泉町支所及び土湯温泉町地内

【身分・賃金】

- ① 身分 福島市の一般職（嘱託職員）とする。
- ② 賃金 月額174,000円

【任用期間等】

隊員の任用期間は、1年以内とし最長3年まで延長することができるものとする。ただし、初年度の任用期間は就任の日から平成29年3月末までとし、翌年度以降は年度単位で延長とする。

【勤務時間・休日】

- ① 勤務日数・時間
勤務日数は週5日とし、勤務時間は8時30分から17時15分までとする。
- ② 休日・休暇
休日は原則、土曜日・日曜日・祝日とする。休日に勤務した場合は、平日の勤務に振替えるものとする。休暇については市の規程により付与するものとする。

【待遇・福利厚生】

- ① 社会保険については、健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険に加入します。
- ② 月額報酬に加え地域おこし活動に要する経費に対し、市から予算の範囲内で支援します。
- ③ 活動期間中の災害補償等は、当初の任用から1年間については、「市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第16号）の定めにより補償し、当初の任用から1年を超えた時点から地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めにより補償いたします。
- ④ 隊員は、原則として活動地域内（土湯温泉町）の住居に居住しなければなりません。その費用は市が負担（上限60,000円）します。（光熱水費等生活に必要な費用は隊員負担となります。）

- ⑤ 活動に使用するパソコン等を貸与いたします。
- ⑥ その他活動用の自家用車ガソリン代や活動旅費、携帯代、活動に要する消耗品及び隊員の研修費用等については予算の範囲内で支給いたします。
- ⑦ 引っ越しに必要な経費については隊員の負担とします。
- ⑧ 生活備品等は各自でご持参ください。

【受付期間】

平成28年7月25日（月）から平成28年8月22日（月）必着

※募集定員に達しない場合は、締め切り後も随時受付します。

その際は市ホームページ等でご確認ください。

【応募方法】

次の書類を下記の申し込み先まで送付してください。

- ① 「福島市地域おこし協力隊申込書」
- ② 住民票（募集日以降のもの）
- ③ 普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）
- ④ 誓約書（記入・押印のこと）

※ご提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんので、ご了承下さい。

※8月18日（木）19：00からNPOふるさと回帰支援センターにて説明会を開催いたします。

【選考方法】

- ① 第1次審査 書類審査

福島市地域おこし協力隊申込書による書類選考のうえ、合否の結果を文書で通知します。また、第1次審査合格者には、第2次審査について併せてお知らせします。

- ② 第2次審査 面接選考

8月28日（日）の午後に面接選考を実施します。

- ③ 最終選考結果の通知

最終選考結果は、第2次審査終了後に文書でお知らせします。

内定の通知を受けた方については、住まいの場、活動の内容、雇用手続等の連絡調整をさせていただきます。

※ 選考にかかる費用等は、応募者の負担とさせていただきます。

【活動開始日】

平成28年10月1日から（予定）

移住の準備等に時間を要する場合については、協議のうえ着任時期を決定します。

【問い合わせ・申し込み先】

福島県福島市 市民安全部 定住交流課 出会い定住応援係

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3739 Fax 024-533-5263

E-mail : teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

HP : <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>